

こどもと保健

K o d o m o t o H o k e n No.94

解 説

平成 29 年 3 月公示『新学習指導要領』

- ①新学習指導要領 ここがポイント! 2
- ②新学習指導要領 Q&A 4

渡邊 正樹 東京学芸大学教授

実践報告

- 4 年 育ちゆく体とわたし 6

桂 恵美 東京都府中市立府中第一小学校主幹教諭（養護教諭）

- 5 年 けがの防止 8

島村 潤 神奈川県川崎市立西有馬小学校教諭

けん・こう・最前線

- 小学校における LGBT 教育のあり方 10

吉 美 日本セクシュアルマイノリティ協会設立メンバー／理事

その1

新学習指導要領 ここがポイント！



東京学芸大学教授
教科書『小学保健』(光文書院)編集委員代表 **渡邊 正樹**

■新学習指導要領の趣旨

平成29年3月に小学校の次期学習指導要領が公示されました。今回の改訂は、これまでの学習指導要領とは大きく異なる点が数多く指摘できます。まず、教育課程を通して子どもたちに求められる資質・能力の育成を明らかにしている点です。

ここでいう資質・能力の育成とは、

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

であり、これらを偏りなく実現できるようにすることを目指します。それは「何ができるようになるか」を明確化することでもあります。

また各教科等においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を実施することが求められています。主体的・対話的で深い学びとは、これまではアクティブ・ラーニングと呼ばれていたものです。具体的にどのような授業改善が可能かについては後述したいと思います。

さらに児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせることの必要性が述べられています。平成28年12月の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、答申と略す）では、保健における見方・考え方は、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」とされています。

それ以外にも教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこ

と、すなわち「カリキュラム・マネジメント」を推進することが求められています。

■小学校体育科保健領域の改善点

それでは小学校体育科保健領域の改善点についてみていきたいと思います。まず体育科の目標は「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と示されています。資質・能力は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つに分けていますが、「学びに向かう力、人間性等」は態度と読み替えています。また前述の見方・考え方を働かせることが重要であることも示されています。

保健領域は現行学習指導要領と同様に、第3～6学年に置かれています。第3・4学年ではG保健として「健康な生活について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」ことと、「体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」ことが示されています。ここでも現行学習指導要領と大きく記載内容が異なることがわかると思います。すなわち「課題を見付け、その解決を目指した活動」を示した点です。保健においては、課題発見と課題解決は学習活動として重視されており、単に知識を習得することにとどまらないことがわかります。

また健康な生活を例として、学習内容に目を向けますと、ここでは新たな記載をみることで

ます。「ア 健康な生活について理解すること」は「知識・技能」を指しており（ここでは知識のみ）、「イ 健康な生活について課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること」は「思考力・判断力・表現力等」に当てはまります。後者は、今回の改訂で初めて示されました。現行学習指導要領では「理解できるようにする」内容を示すだけでしたが、今回は資質・能力に沿って示したわけです。これは第5・6学年も同様です。

内容に目を向けますと、これまで「食事、運動、休養及び睡眠」であった記述が、「運動、食事、休養及び睡眠」となっています。これは内容の取扱いにも書かれている「運動と健康が密接に関連していること」を受け、これまで以上に保健からみた運動の大切さを重視したものと理解できます。

第5学年では、これまでどおり「心の健康」と「けがの防止」が取り上げられていますが、「心の健康」では大きな改訂がみられます。G保健(1)「ア 心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること」が示されています。理解だけではなく、簡単な対処をすること、つまり技能が示されたわけです。現行学習指導要領では、いろいろな対処方法があることを理解することだけでしたが、これからは簡単な対処ができることが求められるわけです。ただし、どのような対処の技能を学ぶかについては解説を待たねばなりません。

技能は「けがの防止」でもみられます。(2)「ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること」が示されています。応急手当は現行学習指導要領でも実習を行っていましたので、比較的容易に実施することができると思います。

「けがの防止」ではもう1点注目したいことがあります。(2)「イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること」です。すなわち、危険予測・回避について示された点です。これまで中学校保健体育の学習指導要領解説には書かれていましたが、今回小学校でも示されました。もちろん、これまでの授業でも実際には危険予測・回避の内容は扱ってきたと思いますので、大きく変わるわけではありませんが、「危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること」が「けがの防止」における「思

考力・判断力・表現力等」とされたわけです。

最後に第6学年の「病気の予防」ですが、これも現行の内容と大きく変わるものではありませんが、内容の取扱いに注目してほしいと思います。第5学年の内容と併せて、内容の取扱い(7)で「けがや病気からの回復についても触れるものとする」という表記がみられます。「けがや病気からの回復」は今回初めて入ったものであり、けがや病気を未然に防ぐことのみならず、けがはもちろん、病気が起こった場合の対処にも目を向けることが必要になります。具体的にどのような場面で回復を扱うかについては、これも解説を待ちたいと思います。

■どのように保健を学ぶか

これまで述べてきたように、新学習指導要領では学び方についても言及している点ですが、これまでと大きく違います。主体的・対話的で深い学びが求められているわけですが、保健においてはどのように実現されるのでしょうか。「指導計画の作成と内容の取扱い」では、保健の学び方について以下のような記述があります。

「保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと」。

これまでも述べてきたように、課題発見と課題解決が保健における重要な学習活動であることがわかります。知識及び技能の習得においては、原則や概念を理解し、技能として身に付けることが必要であるわけですが、そこでとどまるのではなく、自分の課題を見つけて、それを解決するための方策を考えることが重要となります。

もちろん、小学校の保健は限られた時間の中で行うため、総合的な学習の時間で行う課題学習のように、じっくりと取り組むだけの余裕があるわけではありません。習得した知識・技能に基づき、自分の生活に当てはめたり、自分の生活と比べてりして、具体的な課題解決につながる学習を行うことが必要です。

ただし、全く新しい学習方法を取り入れるということではなく、従来行ってきた発問の工夫や、思考力・判断力を用いる資料の活用、あるいは児童による話し合いなどが、これまでどおりに有効であると思われる。

その2 新学習指導要領 ――Q&A

東京学芸大学教授
教科書『小学保健』(光文書院)編集委員代表 **渡邊 正樹**

Q 新学習指導要領で示された資質・能力はどのようなものなのでしょうか。どこが新しいのでしょうか。

A 学校教育法では、学校教育において重視すべき3要素として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を挙げています。これらは新学習指導要領の3つの資質・能力とほぼ一致しています。したがって新しい概念が提示されたというよりも、再整理を行ったと理解してよいと思います。

新しい点は、学習内容を資質・能力に合わせて示した点です。平成28年12月の中教審答申ですべての教科等で、3つの資質・能力ごとに内容を分けて整理を行っていますが、新学習指導要領でも知識・技能と思考力・判断力・表現力等に分けて内容を示しています。なお態度は内容としては示されていませんが、目標には挙がっています。このように資質・能力を身に付けることが目標であることが明確になったわけです。

Q 主体的・対話的で深い学びとはどのような学びなのでしょうか。

A 今回の学習指導要領改訂の方向性は、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」の3つによって示されています。この中で「何ができるようになるか」は、身に付けるべき資質・能力を指しています。「何を学ぶか」は学習内容を指していると考えてよいでしょう。そして「どのように学ぶか」が主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)ということになります。

新学習指導要領には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、次のように書かれています。

「児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること」。

加えて、言語能力の育成、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働すること等が学び方として挙がっています。

ただし注意が必要なのは、単に活動を入れればよいというわけではないということです。例えば、話し合いを授業に導入すれば、いつでも主体的・対話的で深い学びが成立するというわけではありません。話し合いを行っても、実は一部の児童しか積極的に意見を述べないということよくあることです。すべての児童が学習に主体的に参加するための工夫が必要ということです。

Q 保健の見方・考え方を働かせるとはどのようなことなのでしょうか。

A 前述したように、保健の見方・考え方は「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」とされています。これは小中高校の保健全体に用いられているものです。また教科等によって見方・考え方は異なっています。資質・能力は教科等に関係なく共通して身に付けるものですが、見方・考え方は教科等の特徴づけるものだと考えることができます。

答申によると、教科等の学びにおいて、資質・能力の3つの柱が活用・発揮され、その過程で鍛えられていくのが「見方・考え方」と説明されています。

保健の見方・考え方では、学習内容に示された課題や身のまわりの情報を、保健で学ぶ重要な原理・原則や概念から着目して捉えることが示されています。例えば、病気の要因を学び、それを様々な身近な病気に当てはめて捉え、どのような予防が効果的か(リスクを軽減できるか)を考える学習などがあるでしょう。また個人でできることだけではなく、適切な環境づくりが効果的であることもわかるでしょう。

なお見方・考え方は授業でのみ発揮されるものではなく、大人になっても活用していくものだとされています。保健の見方・考え方は、生涯を通じた健康で安全な生活を営む上で重要な役割を果たすことは間違いありません。汎用的な資質・能力にとどまるだけではなく、保健独自の見方・考え方を確実に身に付けられるようにしたいものです。

Q 保健では新たに技能も加わりました。それによって、どのような学習が想定できるのでしょうか。

A これまで保健では技能は含まれていませんでした。今回、心の健康とけがの防止において技能を学ぶことになりました。P.3で前述したように、けがの防止における簡単な応急手当は、従来行ってきた指導と大きく異なるものではないと思われます。

問題になるのは心の健康です。心の健康では不安や悩みへの対処が取り上げられています。具体的にどのような対処法を技能として学ぶかはまだ明らかではありませんが、簡単なストレスマネジメントの手法を取り上げることが想定されます。ただし、体育と同じような視点で技能を指導することは困難であると思われます。たとえ手法を学ぶ場合であっても、技能単独ではなく、知識及び技能として捉えることが必要になるでしょう。

Q 新学習指導要領での評価はどのように行えばよいのでしょうか。

A 現行の学習指導要領では、保健は関心・意欲・態度、思考・判断、知識・理解の3観点で評価規準を作成して評価を行ってきました。新学習指導要領では、3つの資質・能力が評価の観点になると考えられます。先の答申には、「知識・

技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である」ことが述べられています。ただし資質・能力のひとつである「学びに向かう力・人間性等」については、「評価の観点としては学校教育法に示された『主体的に学習に取り組む態度』として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある」という記述があります。

どのような評価規準となるかは、まだ明らかではありませんが、新学習指導要領には学習評価の充実として次のように述べられています。

「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」。

これまでと同じように、目標に準拠した評価になると思います。

Q 体育科保健領域以外での健康や安全についての指導はどのように行えばよいのでしょうか。

A 学習指導要領総則において、学校における体育・健康に関する指導について以下のように記述されています。

「児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」。

現行学習指導要領とはほぼ同じように教育活動全体を通じて健康や安全の指導を行うこととなります。したがってどの時間を活かして、またどのように教科間の連携を図るかなど、カリキュラム・マネジメントが必要となります。

(わたなべ・まさき：健康・安全教育学/学校保健学)

4年生●育ちゆく体とわたし

知識ではなく「実感」できる授業をめざして

—考える、イメージする場面を通して自分の体への関心を高める—

東京都府中市立府中第一小学校主幹教諭（養護教諭） 桂 恵美



はじめに

情報にあふれ、子どもたちも簡単にその情報を知ることができる現代、健康や体に関する知識も少なからず子どもたちの耳に入っています。しかし、正しい知識を自分のものとして捉えて身につけるには、ただ関心や興味を引き出すだけではなく、「自分の体」「大切な命」を考え、感じる場面をつくるのが大切と考えます。限られた保健学習の時間の中で、4年生児童の多くがまだ実際に経験していない体の変化をどのように「自分に起こること」としてとらえ、想像することができるか、担任教諭との連携のもと、授業に取り組みました。

今回は「育ちゆく体とわたし」4時間のうち第3時の実践について報告をさせていただきます。

■いつ実施するのか

4年の保健学習「育ちゆく体とわたし」の内容に取り組むなかでポイントとなるのは、やはりその実施時期です。4年生は、思春期への入り口となる時期であり、その体や心に変化が起これ始める時期ではあるものの、当然ながら個人差は大きく、興味や関心にも差があります。1学期と3学期でも成長には大きな差があり、身長や体重の伸びをみる場合にも違いが出てきます。

そのため、まず授業を実施する時期の児童の実態を確認する必要があります。特に心の変化に関しては、日常の児童の会話や学級の様子などから感じることも多く、担任教諭には学級で起こった出来事の中から「異性への関心」をうかがわせることについて気にとめておいていただきました。

体の変化については、身長や体重は身体計測の結果からみることができですが、初経や精通については確認することが難しいため、統計をもとにした予想をせざるを得ません。しかし児童がどの程度の関心をもっているかについては心の面と同

様に児童の日常の様子から見取することも大切かと思えます。また、学習する内容の基本は変わらないものの、児童の実態に合わせ、体や心の変化についてどのように話すのがよいか、ていねいに伝えるべき内容は何かについて検討する必要も出てきます。

本実践は、児童の実態を考慮して3学期に実施しました。

■指導の工夫と児童の反応

今回の授業では、単元のねらいである「体の発育発達について理解できるようにすること」、さらに第3時「思春期に起こる体や心の変化」をよりわかりやすく、身近に捉えることができるように展開と板書を工夫しました（資料1～3）。

第3時の導入から展開では、本時における体の中で起こる変化だけではなく、第2時まで学習している内容についても再度確認し、目に見える変化と目に見えない変化が同時期に起きていることを印象づけました。また、体のシルエットや骨格のイラストを教材として使用することで、大人への変化を子どもたち1人ひとりが考え、より強く頭にイメージ化できるようにすることをめざしました。

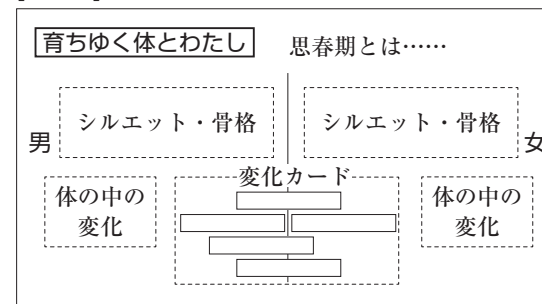
シルエットを使用して男性、女性の変化を考える場面では、既習事項の体の変化を思い浮かべながら、「右の絵のほうが少し腰まわりが大きい気がする」「こっちのほうが筋肉がありそう」「たぶん足がちょっと大きい左のほうが男だと思う」など、想像を膨らませながら多くの意見が出ました。また、様々な体の変化が男性、女性のどちらに起こる変化かを考える場面では、身近な大人の様子を思い浮かべながら、「あ、そういえば……」と納得したり、「え！ そうなんだ」と確認したりする様子が見られました。

心の変化について学ぶ場面では、担任教諭から

[資料1]育ちゆく体とわたし（3/4時）学習指導案

	学習活動	準備（◆）と指導上の留意点（・）
導入	1 本時の活動内容「育ちゆく体とわたし」について確認する。 ・思春期とは……	・これから思春期を迎えるすべての人に起こる変化について学ぶことを伝える。
展開	2 既習事項について確認する。 ○シルエットを見て、男性・女性どちらのシルエットか考えよう。 ・男女別2枚の「年齢別シルエットや骨格」の図を見て、男性と女性の体の変化の違いを確認する。 ○男性・女性に起こる体の変化を確認しよう。 ・カードを見て、男性・女性どちらに起こる変化か確認する。	◆5歳、10歳、成人の全身のシルエットおよび骨格のイラスト（男女別：2枚） ・思春期の体の変化があらわれる前には男女の体に大きな違いは見られないことを確認する。 ◆体の変化カード ・男性、女性にあらわれる体の変化の違いと共通点を目で見て確認できるよう板書を工夫する。
	3 体の中で起こる変化について知る。 ○体の中に変化が起こる仕組みを知ろう。 ・脳からの命令とホルモン ○初経（月経）と精通（射精）について知ろう。 ・月経と射精が起こる仕組み ・卵子と精子 ○心に起こる変化について知ろう。 ・異性への関心の高まり	・体の中の変化が起こり始める時期には個人差があり、年齢や体格などは関係しないことを伝える。また個人差はあるものの、誰にでも起こる変化であることをおさえる。 ◆初経、精通の経験年齢グラフ ・月経や射精の仕組みだけでなく、卵子や精子の大きさから、成長する命の大切さに触れる。 ◆内性器、外性器のイラスト ・心の変化についてより実感しやすくなるよう実際の事例をあげる。
まとめ	4 学習内容のまとめ ○体や心の変化が起きたときにはどうすればよいか考えよう。 ・ワークシートによる学習のまとめをする。	・教師の経験などをまじえ、不安なことがあるときには周りの人に相談すること、正しい知識を知ることの大切さを伝える。

[資料2]板書計画

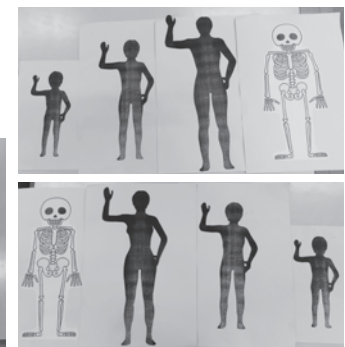
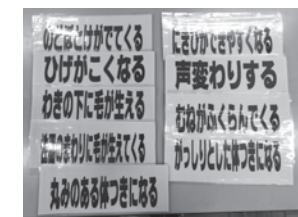


実際に学級で起きた事例や、低学年の頃と異性とのかわり方の変化を聞くなかで、うなずいたり笑ったりしながら関心をもって話を聞くことができました。

授業の最後に記入したワークシートには「どうして男の人のほうが声変わりするんだろう」「不安だったけど、話を聞いて体の変化がわかってよかった」「自分にはいつ起こるんだろう」「不安なことがあったら相談する」といった疑問や感想が書かれており、今後、実際に体の変化が起これ始めたときにはより具体的に指導を行っていく必要があると感じました。

[資料3]使用教材

右：男女のシルエット・骨格
下：変化カード



■成果と課題

導入から展開の前半にかけて、児童が予想したり、考えたりという活動的な場面をつくったことで1人ひとりが体の変化について考え、自分に起こる変化として確認することができました。

しかし、展開の後半からは知識を伝える場面が多くなり、児童にとって受け身の内容になっていたため、聞くだけではなく、活動しながら学習させる工夫が必要であると感じました。

（かつら・えみ）

※本実践は前任校、昭島市立共成小学校での実践です。

5年生●けがの防止

学校や地域での事故やけがを防ごう

—子どもたちに身近な写真や地図などを使って—

神奈川県川崎市立西有馬小学校教諭 島村 潤



はじめに

休み時間になると、元気に校庭で遊ぶ子どもたちの姿が見られる。そして、保健室に目を移すと「校庭で転んでしまった」「ドッジボールが当たって突き指をした」「階段から落ちてしまった」など、様々な理由で保健室を訪れる子どもたちがいる。けがの中には、子どもたち自身が注意をしていれば防げたものも少なくない。5年生は体が大きくなり、他の学年の子どもとぶつかった際には相手の子がけがをしてしまうということもある。また、最高学年への準備の時期として、他の学年から手本にされるような生活態度も身につけさせたい。そこで、「けがの防止」単元の学習を通して、児童1人ひとりが様々な場面で正しい判断ができることを学ぶことができればと考えた。

■学習のねらい

本単元では、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止について、「周囲の危険に気づくこと」「的確な判断の下に安全に行動すること」「環境を安全に整えることが必要であること」という3つのことが大切であることを気づかせたい。また、けがをした際には速やかに適切な処置を行うことも身につけさせたい。

川崎市では、子どもたちが「やってみたい」「できるようにになりたい」という意欲をもち、自分のめあてを積極的に解決しながら学習を展開する必要があると考え「体と心を育てる体育学習」を研究テーマに実践を行っている。毎年発行される『小学校体育指導の手引き』は、川崎市全体の体育学習が充実していくように、見やすく、使いやすくなるように編集されている。今回の学習では、教科書だけでなく、手引きの中に掲載されているワークシートやパワーポイントなどの資料を活用し、子どもたちがより課題を身近に感じながら学習に取り組めるように工夫をした。

■学習活動と子どもの様子

【第1時】「どのようなことが原因で事故やけがが起きるのだろう」

-----【図1】身近な事例の4コママンガ-----

事例●Aさんは昨日の夜遅くまで起きていました。眠い目をこすりながら教室の机の中にあるプリントを取り出すと「応援団は10時25分に体育館に集まってください」という手紙を見つけました。慌てて時計を見ると10時30分になっていました。さあ、たいへん!

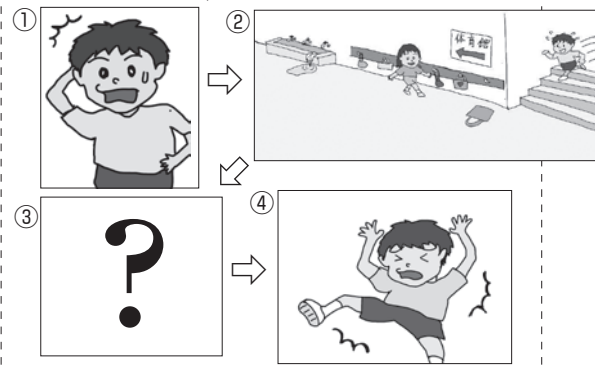


図1に示すように、実際に子どもの日常生活の中で起こりそうな事例を用意し、4コママンガを見せた。3コマ目には何があったのかをAさんになったつもりで考えさせた。子どもたちは2コマ目の絵を参考に、

- 「歩いている子とぶつかった」
- 「急いでいたから階段から落ちた」
- 「落ちている手提げ袋を踏んで転んだ」

など様々な意見を出していた。この時間には、けがが起きる原因には「人の行動」と「周囲の環境」が関係しているということ確認した。子どもにこれまでの自分の体験したことをもとに考えさせたことで、「自分も焦っているときは冷静な判断ができなくなっていることが多かった」「廊下が水でぬれているのに気づかず走って転んだことがあった。まわりをよく見るのが大切だ」など、自分のこととして課題を捉えることができた。

【写真1】どんな危険があるかな？



【図2】どんな危険が考えられる？



【写真2】

・シールを手の甲に貼り、やけどに見立てた。流水やためた水でしっかりと冷やすようにした。



【第2時】「学区や通学路で起こる交通事故を防ぐ方法を考えよう」

用意した写真(写真1)と学区の地図を見ながら、学区内のどの場所でどのような交通事故が起こりそうかということや交通事故の防ぎ方についてグループで話し合った。自分の住んでいる町なので、自分が今までに危険だと感じたエピソードをまじえながら話すことができた。交通事故を防ぐために大切なことを発表し、それを「周囲の危険に気づくこと」「的確な判断の下に安全に行動すること」「環境を安全に整えることが必要であること」の3つに教師が分けた。この3つのどれが欠けてもいけないということも、多くの子どもたちが学習後のカードに記入していた。

【第3時】「学校や地域で起こるけがを防ぐ方法を考えよう」

学校や地域の日常を描いた絵を見ながら、学校や地域にも様々なけがにつながる要因があることを確認した(図2)。そして、学校の校舎配置図をグループのメンバーで見ながら、どの場所でもんなけがが起こりそうかを話し合った。前時の学習を生かして、学校や地域で起こるけがを防ぐためにも「周囲の危険に気づくこと」「的確な判断の下に安全に行動すること」「環境を安全に整えることが必要であること」の3つのことが大切であるということを確認した。

【第4時】「地域で起こる犯罪被害を防ぐ方法を考えよう」

教師があらかじめ用意した学区外の写真を使用し、どのような犯罪被害が起こりそうかを話し合った。学区外の写真を使用したのは、地域の写真だとその近くに住んでいる子もいるため、その配慮である。子どもたちは、写真を見ながら、どんな犯罪被害が起こりそうかを出し合い、自分の学区にも、気をつけなければいけない場所がないかを話し合った。

「人通りが少なく、昼間でも薄暗い場所」「まわりに高い建物があって、その陰になってしまう公園」など、互いに気をつけなければいけない場所

を意識することで、その対処方法を考えることができた。そして、地域の犯罪被害にも「周囲の危険に気づくこと」「的確な判断の下に安全に行動すること」「環境を安全に整えることが必要であること」の3つと「すぐに助けを求め、大人に知らせること」が大切であることを確認した。

【第5時】「けがの簡単な手当のしかたを知ろう」

事例●AさんとBさんは校庭で遊んでいるときにぶつかってしまい、鼻血が出てしまいました。Aさんは鼻を指で押さえて下を向き、Bさんはティッシュを鼻に詰めて上を向きました。どちらが正しいでしょうか？

教師が例を出し、どちらが正しいかを子どもたちが考えられるようにした。鼻血を止めるには鼻の血管を圧迫することが大切だということを確認し、小鼻を押さえて圧迫する方法をみんなで試した。また、すり傷ややけどをしてしまった際には、実際にどのように手当をすればよいのかを実技を通して子どもたちに伝えた(写真2)。

おわりに

授業では、子どもたちに身近な地域の写真や地図などを使ったため、課題を身近に感じ、自分のこととして捉えられる子が多かった。また、グループで話し合う場面を多くとったことで、友達の知識も吸収しながら取り組んでいた。「周囲の危険に気づくこと」「的確な判断の下に安全に行動すること」「環境を安全に整えることが必要であること」の3つを何度も授業の中で扱ったことも、子どもの中に大切なこととして定着することにつながった。また、実習を通してけがの対処のしかたについても理解することができたと思う。5時間の学習を終えて、友達の荷物が床に落ちているのを見つけると自分からフックに掛ける子や、流し台の近くの廊下がぬれているのを見てぞうきんでふいている子が現れたことも、学習の成果ではないかを感じる。子どもたち自身が学んだことを生かし、健康で安全に生活してもらいたい。

(しまむら・じゅん)

小学校における LGBT教育のあり方

日本セクシュアルマイノリティ協会 設立メンバー／理事 吉美



はじめに

LGBT（本文章では性的マイノリティをLGBTと表現しています）は「自分の周りや児童生徒の中にはいない」と思われている先生は、その考えをあらためて読んでください。必ず「周りや児童生徒の中にLGBTは存在」します。ヒトが動物として生まれた以上、LGBTが存在することは当たり前のことであり、社会の一員として生きていくうえで性（性別、ジェンダー）の様々なあり方を知ることは、自己認識やアイデンティティの確立として必須になります。生きる力を養うために、多様な性のあり方を知るとともに大切だと理解してください。また、本文中は多くの人にわかりやすい表現を選んでいるため、LGBTに造詣が深い人には違和感を覚える表記がありますがご了承ください。

■LGBTとの向き合い方

LGBTという言葉は、性的マイノリティ（性的少数者）の総称として使用されることが多い表現です。この表現は時流によって変化しているので、重要なことは「言葉（表現）に左右されることなく、性別は男女の2通りではなくグラデーションになっている」ことを理解して先生自身の価値観に落とし込むことです。

LGBTの「L」は女性同性愛者を表すレズビアン（Lesbian）、「G」は男性同性愛者を表すゲイ（Gay）、「B」は両性愛者を表すバイセクシュアル（Bisexual）、「T」は心と体の性が一致しない人を表すトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を表します。正確にはニュアンスや表現が異なることがありますが、前述のとおり、教職員としての必要な心構えは「多様な性が存在している」ということを受け入れ、児童生徒にも「性は多様にある」ことを教えていくことに戸惑いを覚えないことです。

最近では、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現もありますが、難しく考えず、偏見をもたずにLGBTと向き合い、受け入れる姿勢をもつことが大切です。

■学校におけるLGBTと多様な性との向き合い方

LGBTというと、性同一性障害（GID）を思い浮かべる人も多いようですが、必ずしもそうであるとは限りません。文部科学省が「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」を平成27年4月に通知していますが、LGBTはそれだけではありません。いわゆる性同一性障害といわれる児童生徒と、性愛の対象が同性になる児童生徒とは似て非なる性的指向・性自認となります。先生方に理解していただきたいことは、「LGBTの一部を学んですべてを理解したと思わない」ということです。LGBTを含む多様な性の傾向を知るとともにその児童生徒と向き合う必要があり、LGBTの概念や枠に当てはめすぎることなく、その児童生徒自身を見ることが、その児童生徒のアイデンティティ確立の一助になっていくことを知ってください。例えば、同じ性の児童生徒の服装を好まないこと、髪型に関してこだわりがあること、同性どうして遊びたがることなども、教師自身の懸念事項とせずに児童生徒の個性を知る手立てと考えていただければ、先生自身にとっても児童生徒自身にとってもよい結果を生み出していくことと考えます。「多様な性が存在することが、当たり前である」と意識づけをしてください。

■保健の授業で配慮すべきこと

小学校では現在の保健・道徳・人権教育の指導の中でLGBTにはっきりと触れることはありませんでしたが、高校の教科書では2017年度より変化を見せています。LGBTが自身のアイデンティティを確立し、生きる力を身につけていくためには、初等教育で「多様な性の存在は当たり前である」ことを教えていくことが重要です。授業でLGBTを扱うことで、その当事者だけでなく、一緒に学ぶ児童生徒も理解が深まり、すべての人が安心して過ごせる環境を築くことができます。

例えば保健の教材の中に「異性のことが気になる」という表現しかない場合には、「同性に対しても気になる場合がある」「男の子が女の子の姿

をしたくなったり、その逆の場合もある」と教師が補足することが必要となります。それと同時に「そのように感じることは、当たり前のことであり、人によって違う」ということをおさえることです。LGBTの中には「恋愛感情を抱かない」という場合もありますので、「異性や、同性のことが気にならなくても大丈夫」と伝えてください。

また「自分の性別や恋愛に対して不安なことがあったら、信頼できる先生に話す」といった案内をすることで、LGBT当事者の不安を受け止める体制をつくるのが大切です。児童生徒にとって「理解してくれようとする大人がいる」ことを知ることは、生きる糧になるはずです。

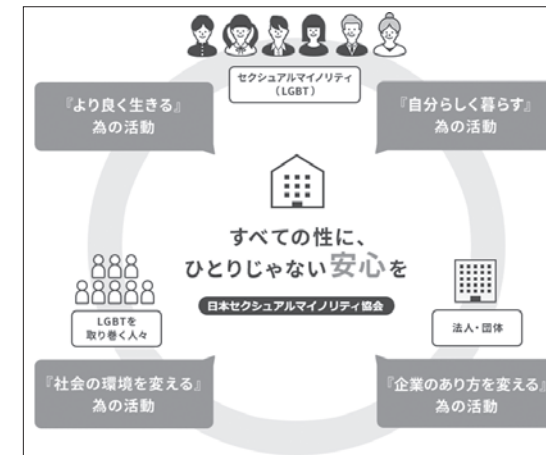
■LGBT当事者とそのほかの児童生徒

13人に1人といわれるLGBTに配慮しながらの学校教育は、そのほかの児童生徒にとっても重要なこととなります。背景としてLGBTの児童生徒を理解し、支える友人が増えるということもありますが、性的マイノリティ当事者の悩みや苦悩に、性的マジョリティ（性的多数者）の児童生徒が巻き込まれてしまう可能性があるからです。「同性が好き」になってひきこもりになってしまった児童生徒が、信頼できる友人にも大きな負担をかける結果となり、両者ともに健全な学校生活を送れなくなってしまったということがありました。

学校教育の現場としてできることは、「多様な性がある」ことで終わらず、「多様な性があることが当たり前である」ということを教えていくことが大事だといえます。

■「どうして女の子に産んでくれなかったの？」

私の4歳の息子の言葉です。息子自身がどこまで「女の子」になりたいのかはわかりませんが、4歳の子どもが言うことなのでその信憑性も怪しいものです。そうなのです。性自認は変わることがあります。4歳の息子がこの発言をしたとき、即座に小学校3年生の息子（4歳の息子の兄）が言ったことは「いいと思うよ。でも手術するかもしれないし、大人になったらもっとしっかり考えたらいいよ。かわいいスカートを着たかったら一緒に選んであげるね」という言葉でした。母である私も、ここまでの回答を息子がするとは思いませんでした。例えば小学校3年生の息子も5歳ごろに「女の子になるにはどうしたらいいの？」と私に質問してきたことがあります。事実息子たち



は、実際にトランスジェンダーの方と会っても笑ったり不思議がったりしたことは一度もありません。LGBTに関する学校教育はまだまだこれからですが、ひとつの答えを見た気がします。いわゆる異性愛者、ストレートと呼ばれる人の中にも、少なからず同性にときめいたり、異性の格好をしたくなったりしたことは多くの人の経験としてあると思います。初等教育では特に、性的指向・性自認に関して難しく考えすぎず、児童生徒自身が受け入れることができる環境や教育を大切にしていけることが重要なのではないのでしょうか。

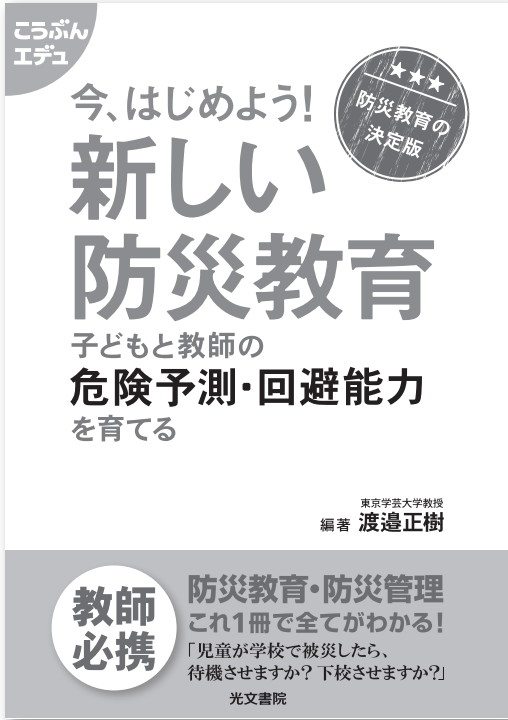
■日本セクシュアルマイノリティ協会について

日本セクシュアルマイノリティ協会は「安心」と「中立」を大切に「セクシュアルマイノリティのノーマライゼーション化（多様な性があることが当たり前である状態）」を目的に2005年から活動し、2011年には「すべての性に、ひとりじゃない安心を」を理念として法人化しました。「カミングアウトしてもしなくても、性的マイノリティがありのまま暮らしやすい仕組み」をつくることを大切に活動しています。協会は、日本のLGBTを取り巻く社会環境の変化を感じながら当事者に寄り添う活動をしてきました。2017年からは4つの柱「『より良く生きる』為の活動」「『自分らしく暮らす』為の活動」「『社会の環境を変える』為の活動」「『企業のあり方を変える』為の活動」を掲げ、安心の具現化をめざしております（上図）。2017年5月には「にじの相談窓口」としてLGBTの相談窓口を開設しました（まだ不定期のご案内ですが、初回無料でプロのコウンセラーと協力しております。高校生以下は無料で継続利用可能）。教育関係者や機関・自治体・企業への勉強会や講演なども積極的に行っております。

（よしみ）

好評発売中！

東京学芸大学教授 渡邊正樹 編著



B5判・112ページ 定価：本体 1,429円＋税
ISBN978-4-7706-1059-1

自然災害から 身を守る！

東京学芸大学教授 渡邊正樹 著



B5判・112ページ 定価：本体 1,239円＋税
ISBN978-4-7706-1038-6

犯罪被害から 身を守る！

こどもと保健

No.94



学ぶことが好きになる。

光文書院

発行日 平成 29 年 6 月 30 日発行

発行者 長谷川知彦

発行所 株式会社光文書院

〒102-0076 東京都千代田区五番町 14

TEL 03-3262-3271

URL <http://www.kobun.co.jp/>

表紙デザイン
イトウコウヘイ

組版・製版・印刷
(株)木元省美堂